

別紙

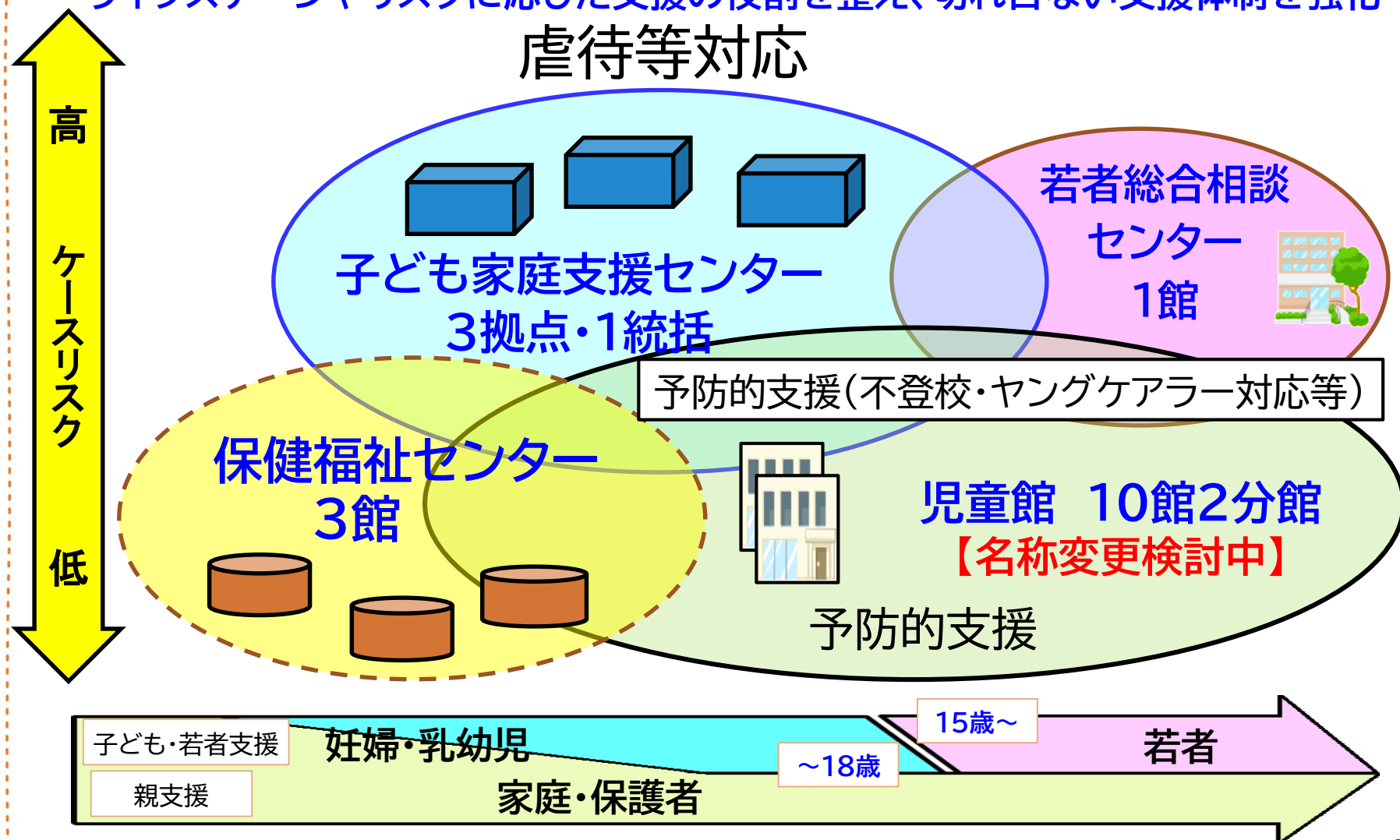
児童館の機能強化について

令和5年(2023年)8月23日
子ども家庭部青少年若者課



【1 切れ目ない支援の全体イメージ】 八王子版ネウボラ

ライフステージやリスクに応じた支援の役割を整え、切れ目ない支援体制を強化
虐待等対応



【2 機能強化の内容】

目指す姿

子ども・若者への切れ目ない支援の充実

- ・ 専門的支援を補完する見守り、予防的関わり
- ・ 子ども・若者と地域のつながりづくり、周知啓発

“児童館”は、来館型に加えアウトリーチ型の育成支援の充実、名称変更を検討中

健全育成・
居場所づくり
【児童館機能】

館外での子ども・若者、
地域への対応
アウトリーチ型育成支援
【子ども・若者育成支援機能】

子ども・若者育成支援推進法第13条の機能追加

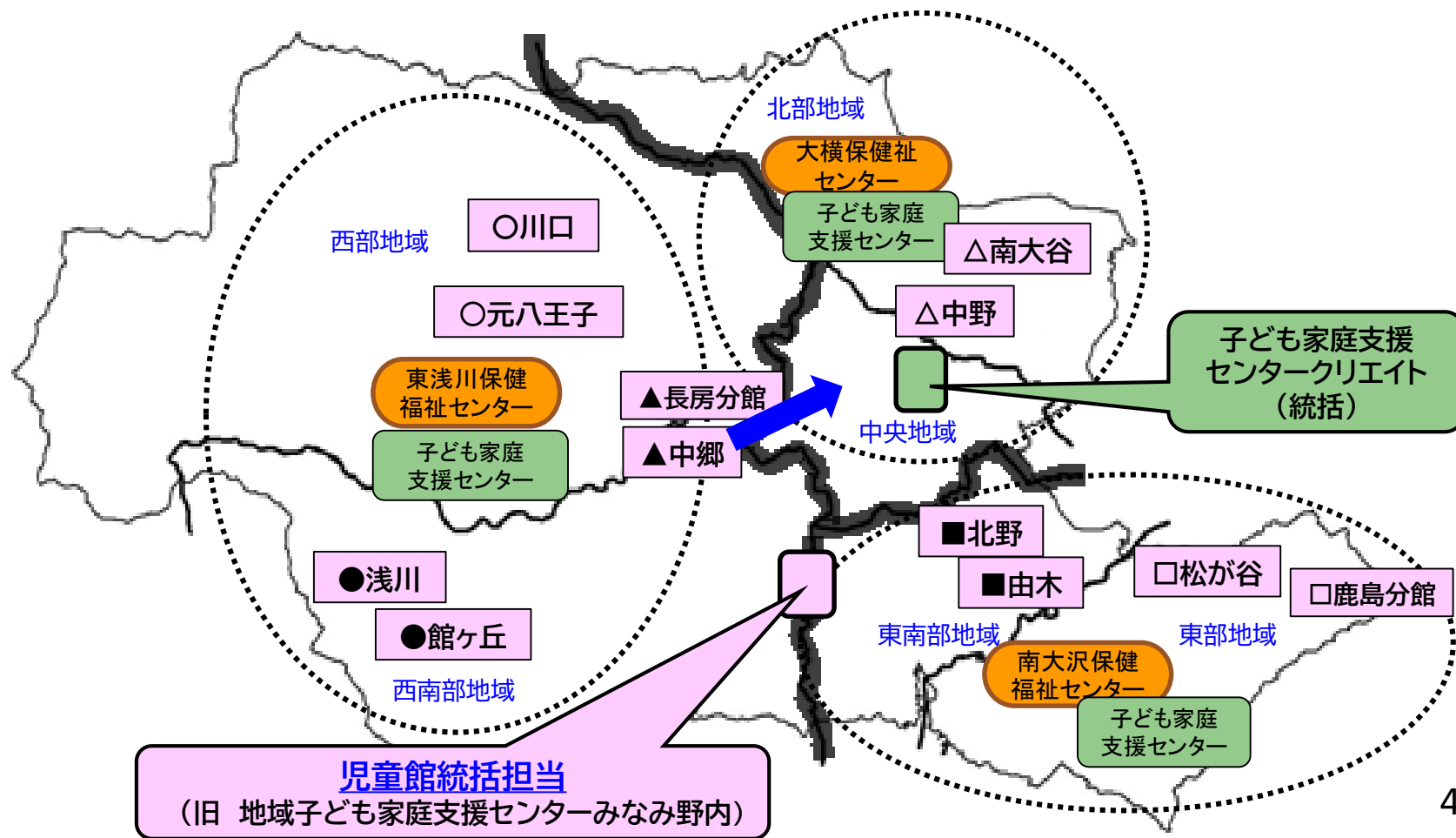
【参考】子ども・若者育成支援推進法 第13条

地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

【3 アウトリーチ型育成支援のための運営体制イメージ】

基本構想の6圏域を単位に、児童館2館1組で対応。内容によっては、保健福祉センター3圏域内の児童館4館1組として対応する方向で検討中。

※飛び地対応・・中郷、長房分館は当該施設周辺及び北部・中央地域を担う想定。



【4 アウトリーチ型育成支援の想定】

(1) 個別対応型

子ども

子ども家庭支援センター、学校、教育センター等による専門支援を補完する育成支援・見守り

- ・不登校や登校渋り、ヤングケアラーへの対応
- ・子育てひろば、子育てサークル等への出張

※施設内での見守り対応も調整

若者(18歳～29歳) ※検討中

18歳到達をもって、支援を中断させないためのつなぎ

- ・若者総合相談センターや若者サポートステーションへのつなぎ
- ・高等学校、大学との連携(校内カフェ等協力)

※市内在住・在勤・在学の者が対象

※施設入館は予約・調整済みの者に限定

子ども(18歳未満)の支援の流れ (イメージ)

子ども・保護者／学校・支援機関

①受付

子ども家庭支援センター

②確認

重度
リスク高

子ども家庭
支援センター
③虐待等支援

軽度
リスク低
連携・報告

児童館
③他機関の補完、
見守り支援

18歳
年齢到達

若者総合相談センターの支援

(2) 予防的・周知啓発型

- ・虐待やヤングケアラー等の予防に資する周知啓発
- ・子ども・若者を見守る環境づくり

【既存事業を横展開していく想定】

- ・子ども家庭支援センター等と連携 ※虐待予防等の周知啓発
- ・子育てひろば等の乳幼児向けイベント連携
- ・地域連携による体験・交流イベント（地域まつり、こどもシティ等）
- ・庁内他部署との事業連携

(3) 意見表明・参画支援型

- ・子ども・若者の意見表明の機会の提供
- ・子ども・若者と地域とをつなぐコーディネート

【既存事業を横展開していく想定】

- ・子ども・若者の意見表明事業等（子ども☆ミライ会議、高校生まちづくり提案発表会等）
- ・子ども・若者の意見を尊重した事業等の企画・運営（ワークショップ、多世代交流等）

【5 乳幼児虐待予防に資する取組 】

(1) 館内での取組

- ア 「子育てひろば」における保護者対応
- イ 異年齢・多世代交流事業の実施
- ウ 子ども家庭支援センター・保健福祉センター等からの紹介を受けた要配慮者に対する館内対応
- エ 小学校就学後（母子保健終了後）における子ども家庭支援センターを補完する関わりや見守りの継続

(2) 館外での取組

- ア 子育てひろば、子育てサークル等への出張活動
- イ 出張活動及び地域団体主催行事への参加・協力による、児童虐待防止や健全育成等に関する周知啓発